

開示請求の手続規定

情報公開条例に定める手続と同様に整備

補正手続

- ・ 補正規定の明記、補正の参考となる情報提供の努力義務
(公開条例第9条4項関係)
- ・ 補正に要する日数は、開示決定等の期限に不参入
(公開条例第14条1項但書関係)

他の実施機関

事案の移送

事案の移送規定

当該請求にかかる個人情報を、他の実施機関が保有している場合の手続

(公開条例第15条関係)

第三者に対する義務的意見聴取

人の生命、身体、健康を保護するため、義務的開示を行う場合(公開条例第10条1号)の意見聴取義務

(公開条例第16条2項関係)

不存在決定

現行では、不存在の場合は開示決定となるが、独立の類型として、不存在決定を規定

(公開条例第13条2項関係)

存否応答拒否決定

存否を明らかにするだけで、非開示情報を開示することとなる場合に対応するため、存否応答拒否決定を規定

(公開条例第12条関係)

第三者の訴訟機会確保に対する配慮義務

反対意見書を提出した第三者(意見聴取は、任意的、義務的の両方の場合を含む)に対して、開示決定から開示まで2週間を置く

(公開条例第16条第3項関係)

